

○南種子町自然保護条例  
昭和47年6月23日条例第15号  
南種子町自然保護条例

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、法令その他別に定めるもののほか、町の自然保護に関する基本的事項を定めるとともに、自然環境を保全することによつて、町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は自然と調和した豊かな生活環境をつくりあげるため、自然の保護に関する施策を定め、これを実施する責務を有する。

(町民の責務)

第3条 町民は、すすんで自然の保護に努めるとともに、町が実施する自然保護に関する施策に協力しなければならない。

(自然保護に関する基本方針の策定)

第4条 町長は、国および県の自然保護に関する施策の実施と相まつて、町が実施する自然保護に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。

2 基本方針は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 自然の保護に関する基本的な事項
- (2) 自然の保護を必要とする地域に関する事項
- (3) 自然保護の方途に関する事項

3 町長は、基本方針を策定しようとするときは、あらかじめ、別に定める南種子町環境保全対策審議会(以下「審議会」という。)の意見を聞かなければならない。

(自然保護思想の普及高揚)

第5条 町長は、自然保護思想の普及高揚を図るとともに町民がおこなう自然保護活動の助長に努めなければならない。

第2章 景勝保護区

(指定)

第6条 町長は、景勝地で自然または人為的に風景がそこなわれるおそれがあるとき、又は、景勝地をさらにすぐれた風景にするために区域を定めて景勝保護区に指定することができる。

2 町長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない。

3 景勝保護区の指定は、その旨を公示するとともに、当該地区内の所有者等に通知しておこなう。

4 景勝保護区の指定は前項の規定による公示の日からその効力を生ずる。

(解除)

第7条 町長は景勝保護区の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない。

2 前条第3項及び第4項の規定は、景勝保護区の指定の解除及び区域の変更について準用する。

(届出)

第8条 景勝保護区内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 建物その他の工作物を設置又は増改設すること
- (2) 広告物その他これに類する物を掲示又は設置すること
- (3) 土地を開墾し、又は土地の形状を変更すること
- (4) 水面を埋め立て又は干拓すること
- (5) 鉱物及び土石を採取すること
- (6) 木竹を植栽し又は伐採すること
- (7) 町長が指定する植物を採取すること
- (8) 法令その他の規定によるほか鳥獣を捕獲すること
- (9) 家畜を放牧すること
- (10) 道路及び広場以外の地域内に車等を入れること

(措置)

第9条 町長は、前条各号に掲げる行為が、景勝保護区の風景を阻害し、もしくは保護区の管理に支障をきたすと認めるときは、当該関係者にその旨を通告し、協議のうえ、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 遺跡保護区

(指定)

第10条 町長は、歴史上、学術上において価値の高い遺跡、記念物等の所在する地域でとくに保存管理すべきものと認めるときは、当該地域を遺跡保護区に指定することができる。

2 第6条第2項ないし第4項の規定は遺跡保護区の指定について準用する。

(解除)

第11条 第7条第1項及び第2項の規定は、遺跡保護区について準用する。

(届出)

第12条 第8条の規定は、遺跡保護区について準用する。

(措置)

第13条 第9条の規定は、遺跡保護区について準用する。

#### 第4章 植物保護区及び保護植物

(指定)

第14条 町長は、植物の自生地できくに保護すべきものと認める地域及び指定する植物を植栽する地区を植物保護区に指定することができる。

2 町長は、町においてとくに保護すべきものと認める植物について、その種類を定めて保護植物に指定することができる。

3 町は、保護植物について、町全域にわたり植物保護区に準じて保護植物の保護に努めなければならない。

4 第6条第2項ないし第4項の規定は、植物保護区及び保護植物の指定について準用する。

(解除)

第15条 第7条第1項及び第2項の規定は、植物保護区及び保護植物について準用する。

(届出)

第16条 植物保護区において第8条各号に掲げる行為及び保護植物について次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその旨を町長に届け出なければならない。

(1) 保護植物を町外に持ち出すこと。

(措置)

第17条 第9条の規定は、植物保護区及び保護植物について準用する。

#### 第5章 鳥獣保護区

(指定)

第18条 町長は、鳥獣保護のため、とくに保存管理する必要があると認める山野について、区域を定めて鳥獣保護区に指定することができる。

2 第6条第2項ないし第4項の規定は、鳥獣保護区の指定について準用する。

(解除)

第19条 第7条第1項及び第2項の規定は、鳥獣保護区について準用する。

(届出)

第20条 第8条の規定は、鳥獣保護区について準用する。

(措置)

第21条 第9条の規定は、鳥獣保護区について準用する。

#### 第6章 海中保護区

(指定)

第22条 町長は、資源が豊富に生存する海域又は特有の資源を保存及び養殖しようとする海域を区域を定めて海中保護区に指定することができる。

2 第6条第2項ないし第4項の規定は海中保護区の指定について準用する。

(解除)

第23条 第7条第1項及び第2項の規定は海中保護区について準用する。

(届出)

第24条 海中保護区内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を町長に届け出なければならない。

(1) 工作物を設置すること

(2) 海面を埋め立て又は干拓すること

(3) 岩石等を採取し、その他海底の形状を変更すること

(4) 汚水、毒物等を排出すること

(5) 法令その他の規定によるほか海産物を捕獲すること

(措置)

第25条 第9条の規定は海中保護区について準用する。

#### 第7章 水源かん養林保護区

(指定)

第26条 町長は、水源かん養地域の森林が自然又は人為的にそこなわれるおそれがあるとき、又は、水源かん養地域をさらにすぐれた森林にするために区域を定めて水源かん養林保護区に指定することができる。

2 第6条第2項から第4項までの規定は、水源かん養林保護区の指定について準用する。

(解除)

第27条 第7条第1項及び第2項の規定は、水源かん養林保護区について準用する。

(届出)

第28条 水源かん養林保護区において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を町長に届け出なければならない。

(1) 建物その他の工作物を設置又は増改設すること

(2) 土地を開墾し、又は土地の形状を変更すること

(3) 水面を埋め立て又は干拓すること

- (4) 鉱物及び土石を採取すること
- (5) 立木の伐採又は樹根の採掘をすること
- (6) 家畜を放牧すること

(措置)

第29条 第9条の規定は、水源かん養林保護区について準用する。

#### 第8章 管理その他

(協議)

第30条 町長は、この条例にもとづき指定した保護区及び植物等の管理にあつては、その必要に応じて、所有者及び関係者と協議しなければならない。

(財政措置)

第31条 町長は、前条の規定にもとづく管理において、その必要に応じて財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(監視員)

第32条 町長は、この条例にもとづき指定した保護区及び保護植物等の管理にあたらせるため、自然保護監視員（以下「監視員」という。）を置くことができる。

2 監視員について、必要な事項は、町長が別に定める。

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第33条 この条例の適用にあつては、関係者の所有権、その他の財産権を尊重するとともに、他の公益との調整に留意しなければならない。

(委任)

第34条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

#### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成4年3月30日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。